

遺言書 ①

遺言者 岡田 資 は、この遺言書で次のとおり遺言する。

(略)

陽には二つ父が詫びなければならぬ事がある。

一つは朝鮮大邸の中学時代に、激励の為とは云い乍ら「貴様みたいな奴は碌な者に成れるか」とやったのは悪かった。私が英国勤務の為神戸で船出の時、陽坊を涙の頬ずりし、坊も永く父を慕って泣いた。そんな父子間に出る言葉としては頗るまづい。

私の負け嫌ひが激発したのだ。

次は、敗戦後、私の来るべき今の運命を知って居たから、留守を正雄君にのみお願いするのも心苦しく、陽も半田の留守宅に居て、生活のお手伝をして貰いたかったので、生活場所をあんなに限定せんとしたのだ。結果から見れば、然り確かに、仏のご指導により、最善に導かれて居る現在の境地は遙かに半田に勝る。けれども当時は半田説を取った。之は致し方ないとも云えるが、陽の天分を伸ばす方から云えば、最初から積極的に、現境地を考慮すべきが、父の義務ではなかったらうかと思ふ。

(略)

陽 殿
純子 殿

昭和二十四年四月十日

スガモブリズン五棟B階十一号室にて
愛知県半田北荒古二七

岡田 資 印

遺言書 ②

遺言者 岡田 資 は、この遺言書で次のとおり遺言する。

(略)

温子よ、短い様で永い、又永い様で短い此世は、そなたにはえらいお世話になったね。御礼の言葉もないよ。でもね、そなたの誠実と私に対する純愛は、公人としての私を十二分に働かせしめたし、志を得た二人の兎として残ったしね。それで一応の満足感を
得ておくれ。

(中略)

好きであった(今は少しも欲しくない)酒の為に度々そなたに迷惑を掛けたが、其の他の
公人生活は御蔭で寸志を伸べる事が出来た。人生と日本軍の将領としての最後も、
是で所謂有終の美といえさうです。ほんたうにそなたには迷惑を掛けた。余生尙有れば、
十二分に老妻をいたはつてと想うて居たが、今は私の強い業力思念を以て御護りする事に
致しませう。(略)

妻 温子 殿

昭和二十四年九月一六日

スガモプリズン五棟B階十一号室にて

愛知県半田北荒古二七

岡田 資 印

※引用に用いた文献

ながい旅 大岡昇平 角川文庫